平成２４年（フ）第５２号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字鳥谷68番地１
債務者　神山　一男
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下川原利也
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
熊本県山鹿市熊入町1093番地５
債務者　三森　徳吉
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　徳和
４　破産債権の届出期間　平成24年６月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月７日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第１４９号
愛知県西尾市吉良町富好新田四縄34番地
債務者　湯本　巳吉
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　敬子
４　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月３日午後３時20分
６　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
石川県野々市市横宮町16番17号　アーバンライフ横宮206号
債務者　内潟　幸雄
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　侭田　明佳
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
新潟県村上市飯野１丁目９番31号
債務者　佐藤　恭二
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　克哉
４　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午後２時40分
６　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７３号
岩手県花巻市石鳥谷町北寺林第４地割31番地10
債務者　鎌田　芳孝
１　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　李　　桂香
４　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月10日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第３７号
岩手県北上市和賀町豎川目１地割113番地44
債務者　小野寺昭彦
１　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安澤裕一郎
４　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第５３号
栃木県小山市中久喜１丁目８番15号、従前の住所茨城県下妻市前河原596番地12
債務者　長場　正幸
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月20日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４号
千葉県銚子市北小川町2434番地の１
債務者　山口　昌寛
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　真田　範行
４　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月30日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第２２４号
熊本市東区桜木１丁目17番10号
債務者　濱田　啓介
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村上　雅人
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月10日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２２２号
熊本市北区清水本町２番39―302号、住民票上の住所熊本市中央区本山３丁目２番33号
債務者　寺崎　和子
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　安和
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月21日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６３０号
埼玉県桶川市若宮１丁目８番27―404号
債務者　小島　伸元
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
４　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午後２時
６　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端３丁目10番３号リバーサイド姫宮Ａ号、旧住所さいたま市岩槻区仲町１丁目17番54号
債務者　佐藤　伸一
１　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井本　大輔
４　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月10日午前11時15分
６　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
富山県高岡市福田六家３番地
債務者　新家　孝城
１　決定年月日時　平成24年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　作井　康人
４　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月30日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成24年８月29日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１０８号
広島県福山市御幸町大字上岩成956番地
債務者　内田　修嗣
１　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山崎　義明
４　破産債権の届出期間　平成24年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月14日午前11時
６　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係